

☆ 知って得する情報(第8回)

～知らないと損する・給与所得者の還付申告～

* 還付申告で納め過ぎの税金が戻ってくる

会社員などの給与所得者は通常、年末調整によって所得税の課税が完了します。

「副業がある」「不動産収入がある」「2か所以上から給料をもらっている」といった人を除き、多くの会社員は確定申告をする必要がありません。しかし、確定申告をすることで税金の還付を受けられるような「意外と知られていないポイント」があるのです。

1. 自分の親や子供の医療費の控除、忘れていませんか？

：離れて暮らしている両親や一人暮らしをしている子供の医療費であっても、「生計が同一」であれば医療費控除に含めて申告できます。

2. 介護費用でも、医療費控除の対象となるものがあります！

：老人ホームの料金や在宅介護サービスの料金などの「介護費用」も、医療費控除の対象となる場合があります！

3. 年末調整のあと、年末までに結婚した方はいませんか？

：この場合、年末調整には「配偶者控除」が反映されていないので、確定申告をして還付を受けることができます！（配偶者に一定以上の収入があり、そもそも配偶者控除の対象外である場合は除きます）

4. 子供の国民年金保険料、控除し忘れていませんか？

：子供の国民年金保険料を親が負担している場合、「社会保険料控除」として親の所得から控除することができます！

5. 確定申告をしなくても、ふるさと納税の控除が受けられます！

：平成27年4月1日以後に行うふるさと納税では、一定の場合には、確定申告をしなくても控除を受けられるようになりました！（ふるさと納税ワンストップ特例制度）

6. 退職金をあえて確定申告すれば、還付を受けられることがあります！

：退職金は通常、確定申告をする必要はありません。しかし、場合によってはあえて確定申告することで、還付を受けられることがあります！

7. 還付申告ができる期間と手続き

：会社員の方でも、次のような場合は確定申告をすることにより、給与から天引きされていた源泉所得税の還付を受けることができます。

- ・ 年末調整では控除できない医療費控除や住宅ローン控除（初年分）などがある
- ・ 年末調整の時に控除を忘れていた社会保険料などがある

* 還付申告の期間 翌年1月1日から5年間

木曾岬町商工会 石崎